～老後を心豊かに～ 中央高齢者教室のご案内

高齢者人口が増加する現在、老後を心豊かに過ごすには、高齢者の皆さん一人一人が今、何を勉強していけばいいのか大きな課題だと考えます。教育委員会では、このような時代の要請にこたえるため、お年寄りが生きがいを求めて学習する場を設けています。

六十三年度の中央高齢者教室は、六月から来年三月まで毎月一回開催します。学習内容は、時事問題や健康問題などの一般的な教養、高齢者が家庭や地域で果たすべき役割、年二回の移動学習（県内、外の史跡巡り）などで、講師はその道の第一人者を予定しています。

申し込みは次のように

◪**受講資格**・久礼田、瓶岩、三和、前浜地区を除く六十五歳以上で市内在住の方。

◪**募集期間**・四月十日から定員（二百五十人）に達するまで。今まで受講されていた方も新規の募集ですので、必ず申し込んでください。（ハガキによって名簿を作成します）

◪**申し込み方法**・ハガキに『中央高齢者教室申し込み』と書き、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号を記入して、〒783 南国市大埔甲二三〇一 南国市教育委員会社会教育課まで。

【社会教育課】

犬を飼っている方へ

最近、犬の放し飼い、あるいは鎖でつながないで運動さすことによる苦情が増えています。

犬の飼い主には『高知県犬による危害防止条例』に基づき次の事柄が義務付けられていますので注意してください。

◎**係留の義務**

犬の飼い主は、その飼い犬を丈夫な綱、鎖等でつなぐか犬舎に入れて飼わなければなりません。また運動をさすときも綱、鎖でつなぎ、人に危害を加えるおそれのないようにしなければなりません。

◎**遵守義務**

人に危害を加える性癖のある飼い犬は、口輪を取り付けるなど必要な措置をとらなければなりません。また飼い犬により公園、道路等の公共施設及び他人の財産を汚したり損傷したりしたときは、直ちに汚物の処理やその他必要な措置をとらなければなりません。

◎**捨て犬の禁止**

飼い犬が不要となったときには、毎月一度不要犬の引き取りをしていますので、保健所か市役所へお尋ねください。飼い犬を捨てることは禁止されています。

※**野犬等でお困りの方には、野犬等の捕獲器をお貸ししますので、市役所生活環境課まで申し込んでください。**

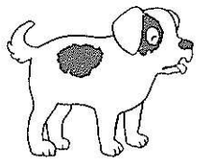

みんなの国民健康保険

◪**納税はお済みですか**

昭和六十二年度分の国民健康保険税の納期が二月末日（第六期）で終わりました。まだ一部未納だったり、全額滞納されている世帯は、三月中には納税されますようお願いします。

国保税は他の税金と異なり、医療費を支払う〝目的税〟です。税を滞納しながら保険証を使っている方が少数でもいると、苦しくても無理して納めている方から見れば納得できないばかりか、相互扶助、税負担の公平の原則がくずれます。

◪**四月から保険証が新しくなります**

毎年のことですが、四月から保険証が新しくなります。一般の保険証は〝薄紫色〟、退職者の保険証は〝黄色〟です。四月から新しい保険証で受診してください。お手元へは三月二十五日に一斉に郵送しますので、一週間たっても届かない世帯は国保係までご連絡ください。

◪**滞納世帯には「被保険者資格証明書」**

六十二年一月に国民健康保険法が改正され、国保税の悪質滞納者には「被保険者資格証明書」の発行が定められました。

これは、病院や診療所でいったん「全額現金払い」をし、後日市役所国保係で七割分の払い戻しを受けることになります。正しい納税でこのようなことにならないよう今から努力しましょう。

納税に対して努力はしているが年度末にどうしても完納できない場合は「納税計画書」を提出していただきます。計画に従って納税が誠意をもって履行されなければ保険証は発行されず、資格証明書で受診していただくことになりますので、世帯主かご家族の方が印鑑を持参の上正しい納税計画書を申告してください。

なお、六十三年度は六十二年度分の納税が三分の二以上済まされていない世帯はいったん資格証明書を発行する場合がありますので、くれぐれも納税に対する関心、ご理解をお願いいたします。

【保健課国保係】

3月は 改正労働基準法施行準備月間

4月から労働基準法が変わります

週法定労働時間を週四十時間制に向けて段階的に短縮することなどを内容とする労働基準法の改正が行われました。

今回の改正では次の点が変更になり、昭和六十三年四月一日から施行されます。

(1)法定労働時間は週四十六時間、一日八時間となります。

ただし、①鉱業（法第8条第2号）、運輸交通業（4号）、清掃・と殺業（15号）②建設業（3号）、接客娯楽業（14号）、その他の事業（17号）で規模三十人以下③製造業（1号）、商業（8号）で規模百人以下④貨物取扱業（5号）映画・演劇業（10号）、保健衛生業（13号）で規模三十人以下の事業については三年間の猶予措置があり、昭和六十六年三月三十一日までの間は現行どおり週四十八時間、一日八時間。

(2)「三カ月単位の変形労働時間制」や「フレックスタイム制」などの変形労働時間制が、一定の条件の下に採用できるようになります。

(3)年次有給休暇の最低付与日数が、六日から十日に引き上げられます。

（規模三百人以下の事業については猶予措置があります）

※詳しいことは、高知労働基準局監督課（☎㉕5181）か高知労働基準監督署（☎㉘3241）へお尋ねください。

安心してできる農用地の貸し借りを

本市では、農用地利用増進事業による安心してできる農用地の貸し借りを推進しています。

貸し手の方は約束の期限がくれば確実に返してもらえますし、要件を満たせば奨励金（例＝六年反当二万円）がもらえます。借り手の方も約束の期間中は安心して利用できます。

※希望、問い合わせなどは市役所産業経済課（☎㊸2111内線225）または農業委員まで。

【産業経済課】

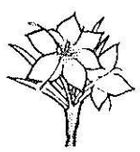

青少年に有害図書・ビデオを『見せない、売らない、買わせない』ようにしましょう。

【南国市少年補導センター】
【南国市補導委員会】
【南国警察署】

児童手当の受給資格が拡大されます

4月1日から児童手当受給の資格要件が次のように変わります。資格要件に該当する方は早めに手続きをしてください。

◪**受給資格**

①南国市に居住（住民登録）している

②義務教育就学前の児童（昭和57年4月2日以降に生まれた児童）を含む18歳未満の児童を2人以上養育している

③前々年の収入（5月以降に申請する場合は前年の収入）が一定額以下

以上のすべての要件を満たしている方。

◪**手当額**

2人目の児童＝月額二千五百円。3人目以降の児童＝1人につき月額五千円。申請月の翌月分から毎年3回（6月、10月、2月）に分けて支払います。

◪**受付期間**・3月1日～3月31日

◪**手続きに必要なもの**

①印鑑

②国民年金加入者＝記号番号のわかるもの

厚生年金等被用者年金加入者＝加入証明用紙を窓口で渡しますので勤務先で証明を受けて提出してください。

◪**申請先**・保健課給付係（公務員は勤務先）

※詳しいことは保健課給付係（☎㊸2111内線132）までお問い合わせください。

【保健課給付係】

無料法律相談のお知らせ

土地、建物、手形、金銭貸借、相続、離婚などでお悩みの方はご遠慮なくご相談ください。

◪**日時**・3月29日㈫午後2時から5時（受付は4時まで）

◪**場所**・南国市社会福祉センター

◪**相談担当者**・大阪市立大学法学部教授

※詳しいことは、南国市社会福祉協議会（☎㊸4444）までお問い合わせください。